［号を削る。］

六・七　［略］

［号を削る。］

八　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在する場合　当該暗号資産交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合　当該暗号資産交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

九　［略］

2　暗号資産の交換等を行う暗号資産交換業者は、前項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。

一　暗号資産交換業の利用者から暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の委託等を受けた場合において、自己が当該委託等に係る売買又は交換の相手方となることがあるときは、その旨及びその理由

二　法第六十三条の十一第一項の規定により暗号資産交換業の利用者の金銭を信託する信託会社等の商号又は名称

三　当該取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合には、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法

3　暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者は、第一項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。

一　法第六十三条の十一第二項前段の規定による暗号資産交換業の利用者の暗号資産に係る管理の方法及び次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ当該イ又はロに定める者の氏名、商号又は名称

イ　第二十七条第一項第一号に定める方法　当該暗号資産交換業者

ロ　第二十七条第一項第二号に定める方法　同号に規定する第三者

二　法第六十三条の十一の二第一項前段の規定による履行保証暗号資産に係る管理の方法及び次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ当該イ又はロに定める者の氏名、商号又は名称

イ　第二十九条第一項第一号に定める方法　当該暗号資産交換業者

ロ　第二十九条第一項第二号に定める方法　同号に規定する第三者

七　法第六十三条の十一第一項に規定する管理する方法及び次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める者の氏名、商号又は名称

イ　第二十条第一項第一号に掲げる方法　銀行等（法第二条第十七項第二号に規定する長期信用銀行を除く。）又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者（第二十条第一項第一号及び第三十条第二項第一号において「預金銀行等」という。）

ロ　第二十条第一項第二号に掲げる方法　信託業務を営む金融機関又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務を行う者（第二十条第一項第二号、第二十一条第一項第一号及び第三十条第二項第二号において「信託業務を営む金融機関等」という。）

ハ　第二十条第二項第一号に掲げる方法　当該仮想通貨交換業者

ニ　第二十条第二項第二号に掲げる方法　同号に規定する第三者

八・九　［同上］

十　当該取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法

十一　［同上］

イ　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在する場合　当該仮想通貨交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合　当該仮想通貨交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十二　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］